大東市老朽危険空家等除却補助金　手続きのながれ

（事前相談） 申請者

補助対象空家であるか確認
- ○1年以上居住その他の使用がなされていない木造住宅であるか
- ○老朽危険空家等の所有者であるか

↓

事前調査申込 申請者

必要書類
- □【様式第１号】事前調査依頼書
- □１年以上空家であることがわかる書類
- □建物現況図（付近見取図・配置図及び平面図）
- □現況写真（東西南北から撮影したもの）

約１か月程度

↓

事前調査結果通知 市役所

補助対象空家であるか審査し、調査結果通知を送付

↓

交付申込 申請者

補助対象空家であれば調査結果通知日から、**３０日以内に申込書の提出**

必要書類
- □【様式第３号】交付申込書
- □補助対象空家及び当該補助対象空家が所在する土地の所有者が確認できる書類（建物・土地の登記事項証明書）
- □除却工事に要する経費に係る見積明細書の写し
- □【様式第４号】誓約書
- □申込者の本人確認ができる書類の写し（運転免許証等）
- □課税証明書（直近における年間の課税総所得を確認できる書類）
- □前年度の固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書
- □建設業許可証の写し　または　建設リサイクル法登録証の写し
- □同意書・委任状（必要に応じて）

約２週間程度

↓

審査・交付決定 市役所

補助対象者であるか審査し、補助金額の交付決定通知を送付

↓

解体工事請負契約締結 申請者

交付決定通知日以降に解体の工事請負契約を締結してください。
交付決定通知日以前の工事請負契約書の場合、
補助金を受け取れないのでご注意ください！！

↓

工事着手 申請者

交付決定通知日から、**３０日以内に工事に着手**

必要書類
- □【様式第６号】工事着手届（着手日は契約締結日）
- □工事請負契約書の写し（収入印紙が貼付されているもの）

※工事着手後、工事内容に変更が生じた場合はすぐにご連絡をお願いします。

↓

工事完了報告 申請者

工事完了後、**完了報告書の提出**

必要書類
- □【様式第１０号】完了報告書（完了年月日は領収書発行日）
- □工事写真（工事中・工事完了写真）
- □請求明細書の写し
- □領収書の写し（収入印紙が貼付されているもの）

↓

審査・交付確定 市役所

提出書類の内容を審査し、補助金額の確定通知書及び補助金請求書を送付

↓

補助金の請求 申請者

確定通知書を受領後、
速やかに**補助金請求書（申込者本人名義に限る）を提出**

↓

補助金の交付 市役所

補助金の振込は請求書を提出後、約２，３週間程度で入金